平成２９年（フ）第１７１号
香川県高松市寺井町1328番地　県住11―2202
債務者　ＭＵＮＥＤＡ　ＭＡＲＩＡ　ＬＵＺ　ＬＵＭＡＢＡＳ
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７３号
香川県高松市西春日町1407番地　県住３―205
債務者　岡　　洋三
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１７４号
香川県東かがわ市川東708番地１
債務者　堤　　忠幸
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１８２号
香川県高松市仏生山町甲2458番地５
債務者　髙崎　鷹子（旧姓岡）
1　決定年月日時　平成29年８月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４号
大分県玖珠郡玖珠町大字塚脇91番地の９
債務者　陶山　太芸
1　決定年月日時　平成29年８月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第２０５１号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号、前住所大阪府泉大津市東助松町４丁目２番５―107号
債務者　八尾　直治
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５９２号
大阪市北区長柄西１丁目４番５号　Ｗｉｎ天六北館　302号室、前住所大阪市福島区鷺洲６丁目１番１―304号
債務者　蔵立　恵太
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３２１７号
大阪市東住吉区山坂５丁目19番９号　中野ビル　305号
債務者　金井順也こと　ＫＩＭ　ＳＯＯＮＹＡ　金　　順也
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３３６１号
大阪府豊中市中桜塚５丁目５番12号
債務者　越中トシ子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４２３号
大阪府八尾市西山本町６丁目６番41号　寿コーポ103号、前住所大阪府八尾市東山本新町２丁目８番19号　サンクロス202号
債務者　岡本　　弘
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４４１号
大阪市東淀川区豊新４丁目９番３号　ターフィズフラット豊新408号
債務者　中島あすか
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３４８５号
大阪市阿倍野区昭和町３丁目４番27号　平和寮
債務者　岡本　信子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５１３号
大阪府吹田市垂水町３丁目29番30―401号、前住所大阪府吹田市垂水町３丁目４番32号（403）
債務者　清井　卓夫
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５１４号
大阪市東淀川区大桐４丁目３番24号
債務者　中野　克彦
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３５２２号
大阪府茨木市新和町２番19号真山ハイツ301号
債務者　北島　敦子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第６０１号
広島市安芸区矢野東５丁目21番９―101号
債務者　大河絵美子
1　決定年月日時　平成29年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月18日まで
広島地方裁判所民事第４部